

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
南警察署	<p>借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>所在地</th><th>契約台数</th><th>借用目的</th><th>年間借用料</th><th>借用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td><td>大阪市中央区 南船場 1</td><td>2 台</td><td>駐車場</td><td>844, 080円</td><td>令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	種別	所在地	契約台数	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	大阪市中央区 南船場 1	2 台	駐車場	844, 080円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産)</p> <p>第18条 部局長等は、所管事業にかかる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用</p> <p>府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。</p> <p>借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するためには借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するためには土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>
種別	所在地	契約台数	借用目的	年間借用料	借用期間									
土地	大阪市中央区 南船場 1	2 台	駐車場	844, 080円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで									
措置の内容														
<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳への登載を行った。</p> <p>検出事項が発生した原因是、公用又は公共用に供するための借用財産については、公有財産と同様に管理し、公有財産台帳等管理システムへの登録が必要であるとの認識不足によるものである。</p> <p>再発防止に向けては、本事案について課内で情報共有し、併せて大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を図った。また、決裁時には、当該起案文書に大阪府公有財産台帳等処理要領等の関係法令を添付するなどし、担当者だけでなく、決裁閲与者のチェックを徹底することとした。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで）